

総人件費改革に係る重点的課題について

(総 論)

平成 18 年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

総人件費改革に係る重点的課題に関する農林水産省の対応について

平成18年3月

農林水産省

1 農林水産行政の改革

(1) 食料・農業・農村政策については、現在、昨年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置き、これまで全農家を対象に支払われてきた品目ごとの価格対策の見直し、担い手の経営全体に着目した品目横断的な新しい経営安定対策の導入のほか、

- ・ 担い手の育成・確保や農地の利用集積の促進
- ・ 食の安全と消費者の信頼の確保
- ・ 輸出促進やこれを通じた日本ブランドの発信、バイオマスの利活用の一層の推進、革新的技術の開発・普及などの「攻めの農政」の推進等について、工程管理を行いながら、改革を推進している。

(2) 国有林野事業については、平成10年の国有林野改革二法に基づき、目的を従前の木材生産重視の事業から公益的機能重視の行政に転換し、具体的には、

- ・ 管理経営の基本を木材生産重視から公益的機能重視に転換
 - ・ 国の業務は治山、保全管理、森林計画等に限定し、伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間に委託
 - ・ 組織・要員の徹底した合理化・縮減
- などを柱とした抜本的改革に取り組んできている。

2 当省の行政合理化の取組

(1) 農政改革の推進をはじめとして、国の施策の地域段階での実施は地方組織を通じて行われるが、地方組織の業務・組織については、これまでも政策の見直しに対応して累次にわたる合理化を行ってきた。

(2) 各分野の定員は、農林水産省定員のピークである昭和40年度末から平成17年度末までの間に、農林統計では約13千人から約4,100人

に、食糧管理では約 28 千人から約 3,300 人に、国有林野では約 41 千人から約 5,300 人にまで縮減してきた。

現在も、各分野において定員合理化を進めており、

① 農林統計では 17 年度末定員約 4,100 人を 21 年度までに約 3,200 人に縮減（▲ 22 %）、

② 食糧管理では 17 年度末定員約 3,300 人を 24 年度までに約 2000 人に縮減（▲ 39 %）、

③ 国有林野関係では 17 年度末定員約 5,300 人を 21 年度までに約 4,900 人に縮減（▲ 7 %）

のように要員の縮減に取り組んでいる。（別紙 1 参照）。

また、本年 4 月には、農政事務所と統計・情報センターを統合するなど、組織面での合理化も実施することとしている。

3 農林統計・食糧管理関係業務の検討方向

(1) 農林統計・食糧管理に係る地方組織については、既に以上のような定員の合理化を行い、また、現在も合理化計画を実施しているところであるが、担い手への施策の集中、新たな経営安定対策の導入などの農政改革に対応した組織の見直しを行いつつ、これまでの合理化計画に加えて、可能な限りの効率化・合理化に向けて業務内容を更に精査することとする（別紙 2 参照）。

(2) 他方で、各分野の具体的な要員の規模（数）については、

① 農政改革の進捗状況を踏まえた各分野の業務内容等については更に詳細な検討が必要であること

② 新しい基本計画の推進など、地方機関における新たな行政需要の見込みを踏まえることが必要であること

等から、引き続き検討することとする。

(3) また、各分野の業務内容を見直す中で、人員の余剰が生じる場合には、他府省への配置転換等の対応が必要となるが、現時点では、政府全体としての配置転換円滑化対策が明示されていない。

当省では、これまでも定員削減実行のため配置転換等を行ってきた

が、これまでの府省間配転の仕組みでは限界がある。

配置転換等が円滑に進まない場合には、職員の雇用及び労働条件に直結する問題が生ずるおそれがあり、当省としては、実効ある政府全体としての配置転換円滑化対策が必要と考えている。

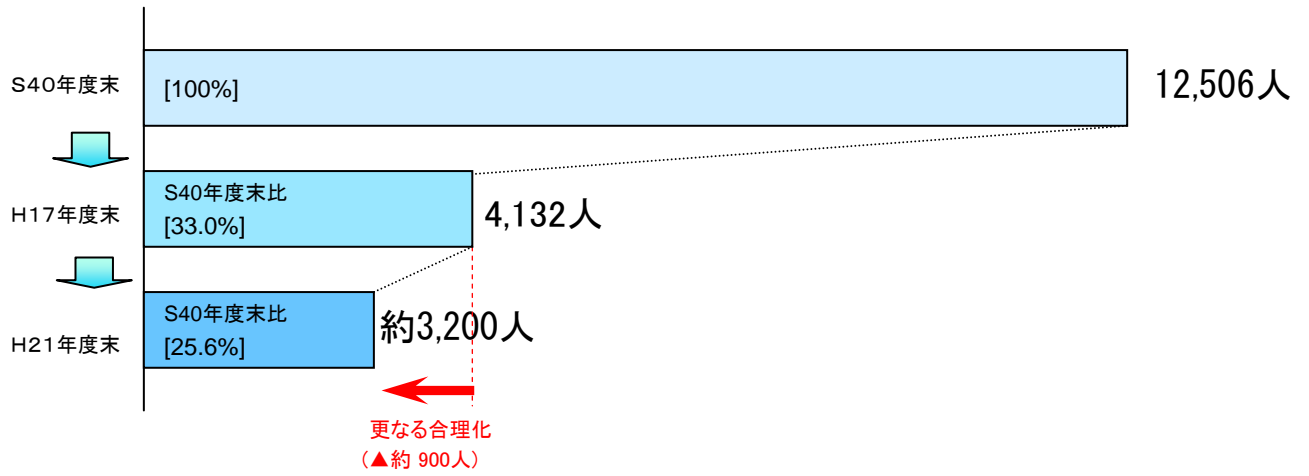
4 森林管理関係業務の検討方向

国有林野については、国土保全上重要な脊梁山脈や奥地水源林に広く分布し、その9割を保安林が占め、我が国の安全安心な国土管理の要であり、「水と緑の国民共通の財産」として、国がその管理・保全等に当たることが必要である。

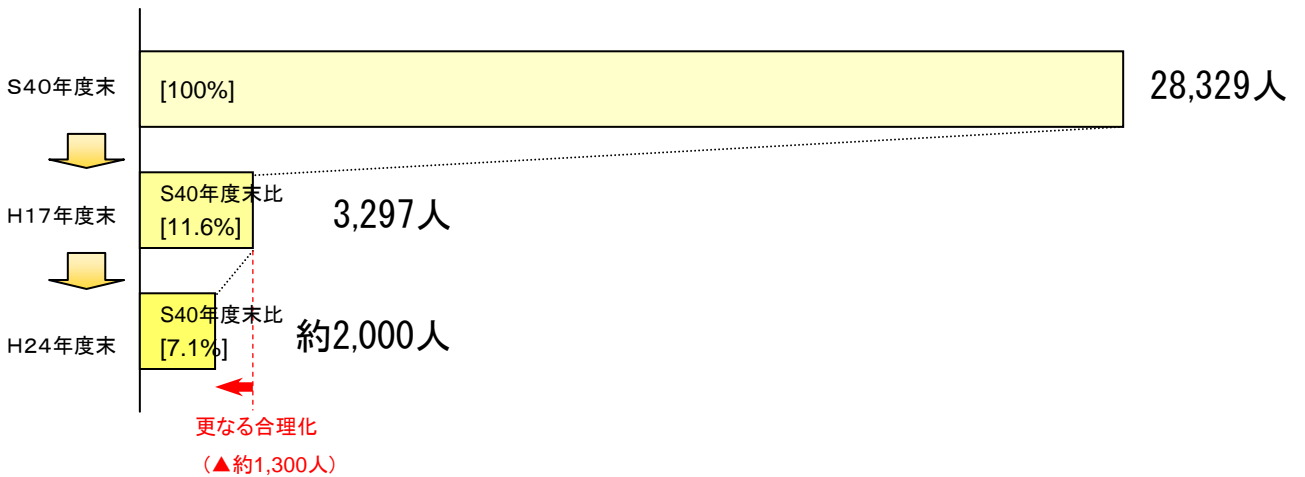
このことを踏まえ、森林管理関係業務の非公務員型独立行政法人化については、行政改革の重要方針に即して、平成19年を目途に措置される「特別会計整理合理化法（仮称）」の枠組みの下で、「平成22年度に国有林野事業特別会計を業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討する」との考え方により、平成22年度において、国有林野事業のうち、森林の整備や木材の販売等の定型的な業務について非公務員型独立行政法人に移行させることを検討する。

農林水産省の定員合理化の取組

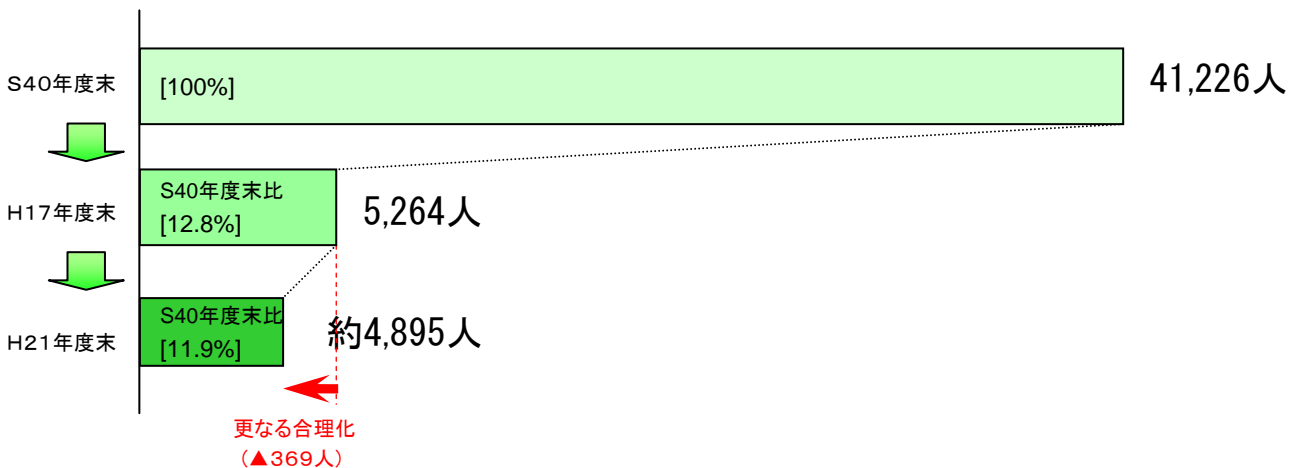
農林統計



食糧管理



国有林野



注: 定員外職員を除く

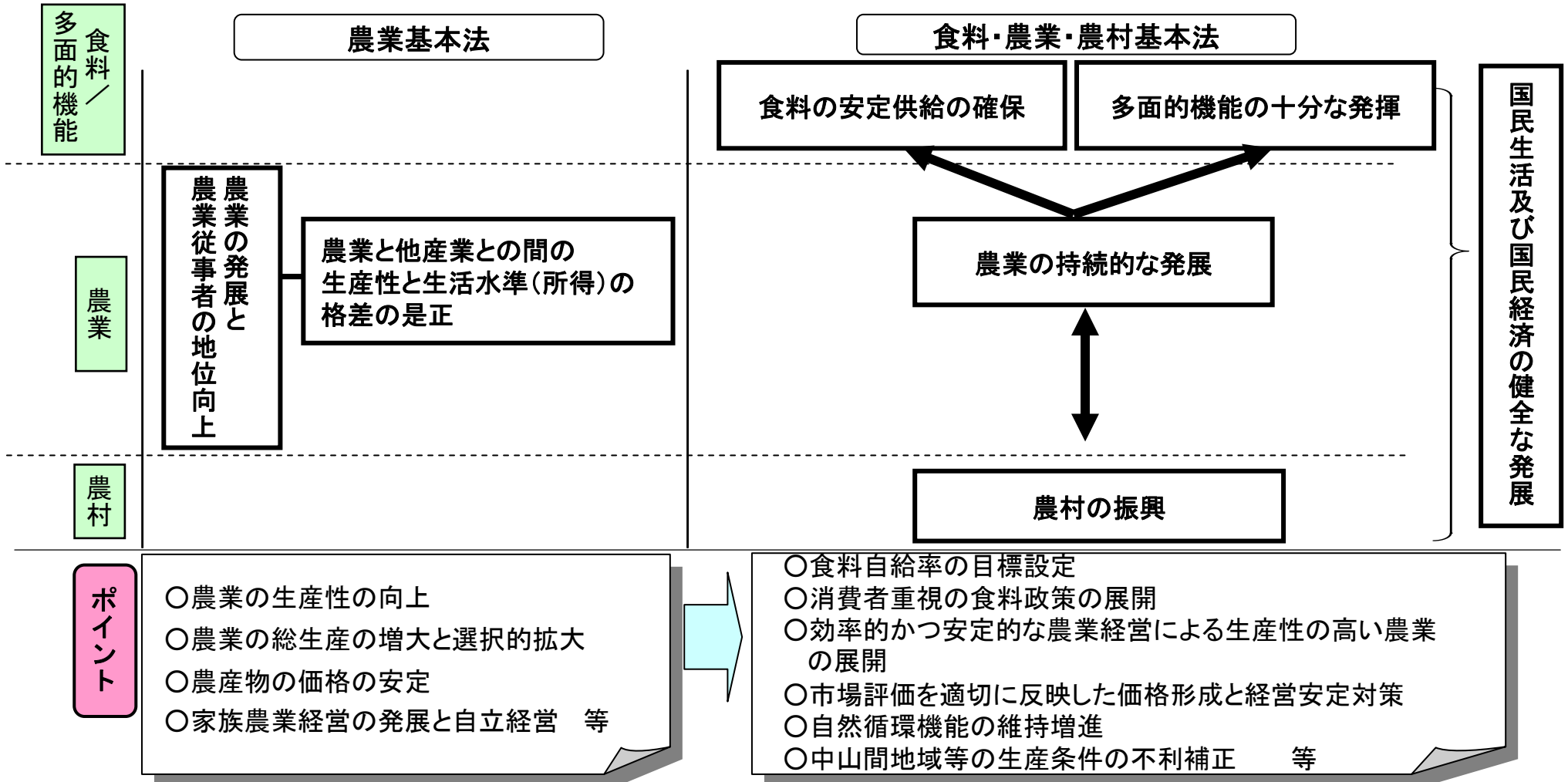
総人件費改革（農林水産省関係）への対応

	報告の骨子	留意事項
農林統計	<p>○ <u>新たな経営安定対策、米政策改革等、農政改革の進捗状況も踏まえつつ、農林統計関係業務について、現行のスリム化計画に加えて、更なる業務と要員の合理化に向けて精査。</u></p> <p>(参考) 現行のスリム化計画（農林統計） （17年度末）（21年度） 約 4,100 人 → 約 3,200 人に縮減（▲約 900 人）</p> <p>○ <u>農林統計関係とは別途の取組として、情報関係の業務・要員の合理化に向けて更に精査。</u></p>	<p>○ 当省では、これまでも定員削減実行のため配置転換等を行ってきたが、<u>これまでの府省間配転の仕組みでは限界がある。</u></p> <p>・ 12～18年度（7年間）の実績 258人</p> <p>・ 最大でも年間74人（18年度）</p> <p>○ <u>配置転換等が円滑に進まない場合には、職員の雇用及び労働条件に直結する問題が生ずるおそれがあり、当省としては、実効ある政府全体としての配置転換円滑化対策が必要と考えている。</u></p>
食糧管理	<p>○ <u>新たな経営安定対策、米政策改革等、農政改革の進捗状況も踏まえつつ、食糧管理関係業務について、現行のスリム化計画に加えて、更なる業務と要員の合理化に向けて精査。</u></p> <p>(参考) 現行のスリム化計画（食糧管理関係） （17年度末）（22年度） 約 3,300 人→約 2,400 人に縮減（▲約 900 人）</p> <p>○ <u>食糧管理関係とは別途の取組として、食品表示調査等の業務の効率化に向けて更に精査。</u></p>	
森林管理	<p>行政改革の重要方針に即して、平成 22 年度において、<u>国有林野事業のうち、森林の整備や木材の販売等の定型的な業務について非公務員型独立行政法人に移行させることを検討。</u></p>	<p>(参考)「行政改革の重要方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じる。 ・ 企業特別会計としての特性及びこれまでの取組等を踏まえる。 ・ 業務の性質により一般会計への統合・独法化を検討する。

参 考 资 料

食料・農業・農村基本法について

- 平成11年7月、農業基本法(昭和36年制定)に代え、新たに食料・農業・農村基本法が制定された。
- 旧基本法が、農業と他産業との間の生産性と生活水準の格差の是正を目指したものであったのに対し、新基本法は、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、国民全体の視点から、食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を示している。



食料・農業・農村基本計画について

- ・ 食料・農業・農村基本計画は、新基本法に掲げる基本理念や基本施策の方向に沿った具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされている。
- ・ 平成17年3月、政府は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、平成12年3月に策定された基本計画を見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画を策定した。

新たな「食料・農業・農村基本計画」のポイント

新たな食料自給率目標の設定

- 生産・消費の両面にわたる重点課題を明確化。幅広い関係者で構成される協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。将来的にカロリーベースで5割以上を目指しつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%とする目標を設定。

担い手の経営全体に着目した品目横断的政策の導入

- これまで全農家を対象に支払われてきた品目ごとの価格対策を見直し。担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策へ転換。平成19年産からの導入に向け、18年通常国会に関係法案を提出など計画的に具体化。

環境・資源を重視した施策の導入

- 農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、規範を実践する農業者を各種事業の対象とする仕組みを導入。環境への負荷の大幅な低減を図る取組に対する支援を平成19年度から導入。
- 農地・農業用水等の資源が良好な状態で保全管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進するために必要な施策を平成19年度から導入。

食の安全と消費者の信頼の確保のための施策の充実

- 国民の健康の保護を最優先とした施策を展開（科学的原則に基づく食品安全行政の推進、食品表示の適正化の推進やトレーサビリティ・システムの導入促進）。

高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開

- 生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押し（農産物の海外への輸出（5年で倍増を目標）や、バイオマスなどの地域資源の積極的活用等の農業・農村における新たな動きを積極的に受け止めた施策の展開）。

品目横断的経営安定対策のポイント

現在

全農家を一律とした施策

個々の品目ごとの価格に着目した支援

品目横断的経営安定対策

○ 支援の対象

意欲と能力のある担い手に限定

意欲と能力がある市町村が認定した農家・法人(認定農業者)及び一定の条件を備えた集落営農で、以下の経営規模以上のものに限定

- ① 認定農業者 4ha以上
(北海道は10ha以上)
- ② 集落営農 20ha以上

〔条件が不利な中山間地域や複合経営等には、経営規模の特例あり〕

○ 支援の内容

品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した政策に一本化

以下の補てんを実施

- ① 諸外国との生産条件格差を是正するための補てん
(対象品目: 麦・大豆・てん菜、でん粉原料用ばれいしょ)
- ② 収入の変動の影響を緩和するための補てん
(対象品目: 米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ)

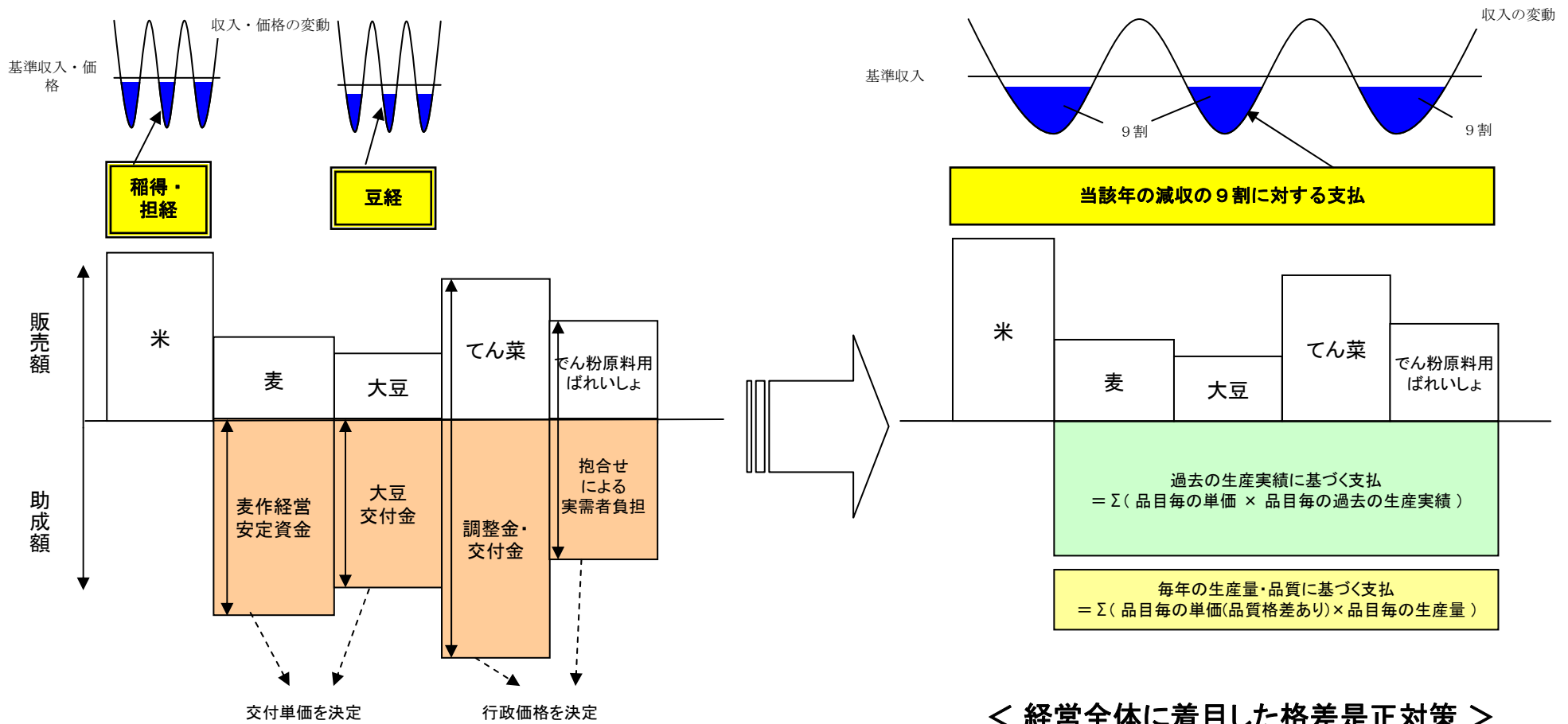
政策転換の効果

○ 農業の構造改革を加速化
これにより国際競争力も強化

○ 経営者の創意工夫の発揮と
ニーズに応えた生産を促進

○ WTO協定における「緑の政策」に転換し、国際規律の強化に
耐え得る政策体系を確立

品目横断的経営安定対策への移行のイメージ



< 品目別の価格政策 >

- ・全生産者を対象
- ・毎年の生産量(品質)に応じた支払を実施

< 経営全体に着目した格差是正対策 >

- ・担い手を対象
- ・①過去の生産実績に基づく支払
 (国際ルール上削減されない「緑の政策」)
- ・②毎年の生産量・品質に基づく支払
 (生産性の向上・需要に応じた生産の確保に対応)を実施

(→ 日本型の直接支払制度)